

# 株主優待のご案内

Complimentary  
Admission Services for Stockholders



# 株主優待カードについて

株主様の劇場通用情報を何度でも書き換え、ご使用いただける、書き換え式磁気カードとなっております。

カード形式のため、株主様が常に携帯し、ご利用回数を確認できますので、大変便利になっております。

本書の説明をよくお読みいただき、当社の映画をより一層お楽しみくだされいますようお願いいたします。

## 株主優待カードの発行について

「株主優待カード」の発行は、ご所有株式数に係わらず、**株主様1名様に対し1枚**とさせていただきます。

※「株主優待カード」は、株主様がご優待を受ける権利を有する間は、継続してご利用いただけますので、**初回のみ発行となり6ヶ月ごと発行はございません。**

## ご確認ください

株主様氏名、優待番号、残回数など、必要事項が記載されています。お間違いがないかご確認ください。



- ① **優待番号** —— 株主優待カード専用の株主様の優待番号です。
  - ② **株主名** —— 株主様のお名前です。
  - ③ **利用可能年月** —— 年月ごとに、利用可能な回数を分けて表記します。
  - ④ **残回数** —— 残りの利用可能な回数を表記します。例えば、一度のご利用で、2名様分を優待する場合は、2回分減算されます。有効期限を経過した場合は、右側に「期限切」の表記をします。
  - ⑤ **メッセージ欄** —— 当社から株主様へのお知らせを記しています。
- ※ **管理番号** —— 初回カード発行時に製造管理するための番号です。株主様が一度映画館でカードを利用すると、表記は消えます。

## 株主優待交付基準

ご所有株式数に応じた優待交付基準を設定いたしております。ご利用可能回数は、2ヶ月ごとにご利用できる回数の上限を設定いたします。

### 株主優待交付基準

株主優待カード	
100株以上	6ヶ月 6回(2ヶ月毎に2回)
200株以上	6ヶ月12回(2ヶ月毎に4回)
300株以上	6ヶ月18回(2ヶ月毎に6回)

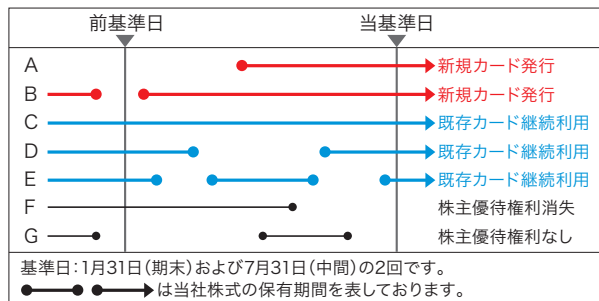
その他、詳細につきましては、当社ホームページも併せてご覧いただけます。  
※2017年8月1日付にて単元株式数の変更(1,000株から100株)および株式併合(10株を1株)をしたことにより、株主優待株式数を変更しております。

当社ホームページ <http://www.subaru-kougyou.jp>

## 株主優待カードの発送

※既に株主優待カードをお持ちの株主様は、継続してご利用いただけますので、新たに発送はいたしません。大切に保管願います。

- 7月31日現在の新たな株主様に、同年10月中旬に発送いたします(同年11月ご利用分より)。
  - 1月31日現在の新たな株主様に、同年4月下旬に発送いたします(同年5月ご利用分より)。
- 新規に株主優待カードを発行する条件は下記の通りです。



## 株主優待カードの再発行

「株主優待カード」を紛失、盗難等により、お手元のない場合は、速やかに当社総務部へ電話でご連絡願います。所定の手続きによって再発行いたします。この場合は再発行に係る手数料を**2,000円**ご負担いただきます。また、「株主優待カード」が破損や汚損した場合は、有楽町ビル2階の**有楽町スバル座チケット売場**(劇場入場口前)にて再発行し、交換させていただきます。破損や汚損した場合は原則無料で交換いたします。ただし、破損や汚損した「株主優待カード」を破棄された場合など、お持ちでない場合は、紛失と同様の手続きとさせていただきます。

当社総務部 **03-3213-2861**  
●受付時間/平日9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

# 株主優待カードのご利用方法

## STEP

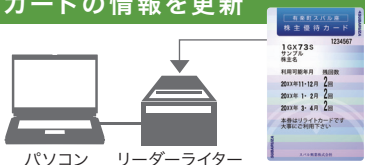
### 1 ご来場受付



「株主優待カード」をご利用の際は、**有楽町ビル2階の有楽町スバル座チケット売場**(劇場入場口前)※にて、「株主優待カード」をご提示ください。なお、ご利用の際に必要なものは、この「株主優待カード」のみとなります。  
※チケット売場は、裏表紙の案内図をご参照ください。

## STEP

### 2 株主優待カードの情報を更新



劇場係員が、ご利用回数等の磁気情報、「株主優待カード」上の印字内容を更新します。

## STEP

### 3 株主優待カードのご返却、入場券の発券

「株主優待カード」をご返却し、**入場券を発券いたします**ので、劇場へご入場いただけます。

利用可能年月	残回数	
20XX年11・12月	1回	期限切れとなりご利用になれません。
20XX年1・2月	1回	あと1回ご利用いただけます。
20XX年3・4月	2回	あと2回ご利用いただけます。

「株主優待カード」の返却後、更新内容をご確認ください。

#### 半年以上「株主優待カード」をご利用せず、カードの印字情報が更新されていない場合。

「株主優待カード」の印字情報が古い(期限切れ)場合でも、継続して優待を受けになる権利を有されている場合は、古い印字状態のままでもカードをご利用いただけます。(ご利用時に最新の情報に書換えられます)

なお、印字情報のみ最新の情報に書換えをご希望の場合は、有楽町スバル座チケット売場へご提示いただければ、最新の情報に書換えさせていただきます。

# こんなときは？

Q1 「株主優待カード」を忘れた場合に、優待は受けられますか。

A1 「株主優待カード」をご持参でない場合は、ご優待はいたしかねますのでご了承ください。

Q2 「株主優待カード」は、自分の名前ですが、家族に使用させてもよいのでしょうか。

A2 ご使用になれます。ご本人確認は行いません。

Q3 家族と一緒に映画を見たいのですが可能でしょうか。

A3 月間利用可能回数の範囲であればご利用できます。例えば、11月・12月の利用可能回数が4回の場合に、12月までに、ご家族3名様でご利用される場合、3回分のご利用としてカウントさせていただきます。この場合、11月・12月の利用可能な残回数は1回となり、12月中にあと1回(1名様)ご利用できます。

Q4 「株主優待カード」を他人に貸したり、あげたりすることはかまわないのでしょうか。

A4 株主優待は、株主様に対し行うものであり、株主様ご本人またはご家族等の皆様にご利用になられることを前提にしております。よって、「株主優待カード」を他人へ貸したり、譲渡することはできないものとし、この件に関するトラブルにつきましては、当社は責任を負いません。また、この種の理由による再発行はいたしません。

Q5 休日などの入場制限はありますか。

A5 土・日・祝日の入場制限はありません。ただし、満員の場合、または、映画の公開初日から最初に到来する日曜日(祝日が連続する場合にはその祝日)までは、ご利用をお断りする場合があります。また、特別興行や貸館等ではご利用になれません。

Q6 「株主優待カード」が、金券ショップ・ネットオークション等の転売市場へ流出した場合はどうなるのでしょうか。

A6 「株主優待カード」の転売市場への有償譲渡は固くお断りさせていただきます。「株主優待カード」の転売市場への有償譲渡が明らかになった場合には、本カードのご利用を停止させていただきます。

# 株主優待カード利用約款

## (目的)

第1条 スバル興業株式会社(以下「当社」といいます。))が、当社の株主に対して提供する株主優待制度(以下「優待制度」といいます。))に関する事項は、本約款に定めるところによります。

## (定義)

第2条 本約款に用いる次の各号の用語の定義は、当該各号に定めるところとします。

- (1)「ご招待株主」…当社株主のうち、1月31日または7月31日現在の最終株主名簿(実質株主名簿を含みます。以下同じ。))に記載され、「株主優待交付基準」(P.2)記載の基準に適合する株主(100株以上ご所有)であり、第9条による利用停止措置を受けていない方をいいます。
- (2)「ご家族等」…ご招待株主のご家族やお親しい方々をいいます。
- (3)「株主優待カード」…当社がご招待株主に対して発行し、貸与する、当該ご招待株主のご氏名および優待番号が記載されたカードをいいます。

## (優待制度の趣旨)

第3条 優待制度は、ご招待株主に有楽町スバル座において、営業に支障のない範囲において映画を無料でご鑑賞いただくこと、また、その他当社施設の利用を通して、当社及び当社グループ会社の事業活動へのご理解を一層深めていただくことをその趣旨とします。

2.優待制度を利用する権利を有償譲渡することは、前項の趣旨に反するものであり、また、それにより、有料興行においてサービスを提供する映画配給・興行会社が本来取得すべき対価を得られないことになり、映画興行の健全な市場形成を阻害し、株主共同の利益を害するものでありますので、できないものとします。

## (株主優待カードの発行)

第4条 当社は、ご招待株主に対して、株主優待カードを1枚発行し、貸与します。

- 2.継続して優待制度を利用する権利を有するご招待株主に対しては、新たに株主優待カードの発行は行わないものとし、ご招待株主は既に発行済みの株主優待カードを継続して利用するものとします。
- 3.株式の売却、その後の購入などにより、株主優待カードを複数枚所有する場合は、最も直前に発行された株主優待カードのみが有効であり、その他の株主優待カードは無効となります。
- 4.株主優待カードの所有権は当社に帰属し、株主は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。また、有償無償にかかわらず株主優待カードを譲渡し、または担保に供してはならないものとします。
- 5.ご招待株主が株主優待カードを紛失、盗難または転貸したことに係る不正使用等のトラブル、およびご招待株主に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

## (株主優待カードの再発行)

第5条 汚損、破損、紛失、盗難または焼失等により株主優待カードの再発行を希望するご招待株主は、所定の手続きにより株主優待カードの再発行を受けることができるものとします。この場合、当該ご招待株主は、再発行に係る手数料を負担するものとします。

- ただし、汚損、破損等の場合で、株主優待カードの現物をお持ちの場合は、原則無料で交換できるものとします。
- 2.再発行を実施した場合は、前株主優待カードは無効とします。
- 3.当社は、株主優待カードの再発行を再三請求するご招待株主に対しては、これをお断りすることができるものとします。

## (無効株主優待カード)

第6条 次の株主優待カードは、無効とします。

- (1)ご招待株主名または優待番号が記載されていないもの
- (2)ご招待株主名、優待番号、利用回数等の株主優待カード券面に記載された情報が、抹消または改ざんされているもの
- (3)当社により発行されたものではないもの

## (優待制度の利用)

第7条 有楽町スバル座において、ご招待株主またはご家族等が、有効な株主優待カードを提示し、当社が別途定める基準に基づき付与された優待利用回数を減算することにより、株主映画ご招待を利用できるものとします。

- (1)いかなる場合においても、株主優待カードを持参することなく、優待制度を利用することはできないものとします。
- (2)株主映画ご招待は、大人、小人にかかわらず1名の方の1度のご鑑賞に当たり、1回を要するものとします。
- (3)株主映画ご招待は、公開初日から最初に到来する日曜日(祝日が連続する場合はその祝日)まで、あるいは満員の場合は、ご利用をお断りする場合があります。また、特別興行および貸館等ではご利用することはできません。
- (4)株主映画ご招待をご利用される場合においても、行政指導、業界団体による自主規制など、有料入場の場合と同様の入場制限が適用となります。

2.その他、本約款に定める方法および条件により、株主優待カードを利用することによって、別途当社が定める基準により、当社施設等に関する優待制度を利用することができるものとします。

3.本約款のほか、優待制度のご利用については、「株主優待カード」または「株主優待のご案内」に記載される制約事項があります。

4.金券ショップ、ネットオークションなど、その方法の如何を問わず、株主優待カード等が有償譲渡されたものであることが明らかとなったときは、利用をお断りすることができるものとします。

5.前項より、持参者が優待制度を利用することができなくなることによる不利益の責任は、本約款に反して株主優待カードを持参者に直接または間接に有償譲渡した者にあるものとし、当社は一切の責任を負いません。

## (株主優待カードの失効)

第8条 ご招待株主が、株主優待権利確定日現在(1月31日または7月31日)における株主名簿等の記載または記録がなくなったときは、前株主優待権利確定に基づき付与された株主優待カードの優待利用回数および有効期限をもって、優待制度の資格を失い、終了となりますので、株主優待カードは利用できなくなり失効となります。

2.前項に基づき利用資格を失ったご招待株主は、株主優待カードを当社へ返却する必要はありませんが、裁断等の適切な損壊処置を取り、廃棄していただくものとします。

## (利用停止措置)

第9条 ご招待株主またはご招待株主から株主優待カードを転貸され、または第4条第4項に反して譲渡された者が、金券ショップ、ネットオークションなど、その方法の如何を問わず、株主優待カードを有償譲渡し、または有償譲渡の対象物として提供したときは、当該ご招待株主は、本約款に反する行為を行ったものとして、優待制度を利用する権利を失うものとします。

- 2.当社は前項の場合、当該ご招待株主に対し、以降一切の株主優待カードの発行を停止する措置を取ることができるものとし、その旨通知を行います。
- 3.当社は、前項の措置により生じた株主の不利益について一切の責任を負わないものとします。

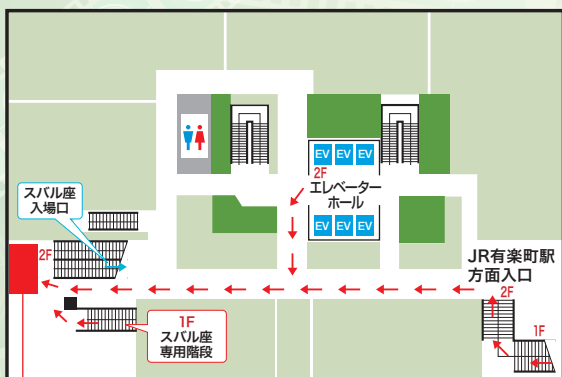
## (雑則)

第10条 本約款は、予告なく変更される場合があります。この場合、当社はご招待株主に対し、変更内容または変更後の約款を速やかに通知するものとします。

- 2.本約款は、当社ホームページ(<http://www.subaru-kougyou.jp>)上に掲載します。
- 3.第1項後段にかかわらず、輕易な変更の場合は、前項のホームページ上への変更内容または変更後の約款の提出により通知に代えることができるものとします。

以上

## 有楽町ビル2階



有楽町スバル座チケット売場



SUBARU enterprise

スバル興業株式会社 総務部

電話 / 代表 (03) 3213-2861

受付時間 / 平日 9:00~17:00

<http://www.subaru-kougyou.jp>

●土・日・祝日、年末年始は休日となります。

平成29年8月発行